

神恵内村地域防災計画の修正について (本編及び水防計画編)

1 神恵内村地域防災計画について

神恵内村地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、神恵内村防災会議（会長：神恵内村長）が作成するもの。

●地域防災計画で定める事項【災対法第42条第2項】

- ①村及び村内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
 - ②防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 以上に掲げるもののほか、神恵内村の自然特性・社会特性を踏まえた独自の取組み

●神恵内村地域防災計画の構成【第1章 総則／第3節 計画の構成（3～4頁）】

| | |
|----------------------------|---------------------------------------|
| 本 編 | 平成5年3月作成⇒平成7年11月修正⇒平成21年12月修正… |
| 水防計画 | 平成21年12月の修正において本編から別編に再編 |
| 原子力防災計画編（※泊発電所周辺地域原子力防災計画） | |
| | ※泊発電所原子力防災会議(会長:泊村長)が作成【最終修正:平成27年9月】 |
| 資 料 編 | |

2 計画修正の趣旨・見直しの方針

災害対策基本法の改正、防災基本計画(国)及び北海道地域防災計画の修正等、各種制度改正に伴う所要の修正を行い、北海道地域防災計画との整合を図る。また、神恵内村において甚大な被害を及ぼすことが予想される地震・津波災害のみならず、近年多発する**豪雨に伴う水害・土砂災害や豪雪・暴風雪に伴う雪害への体制を構築するとともに、村民が自ら行動し、各種災害に強いむらづくり・人づくり**を推進するため、「**自助**」「**共助**」「**公助**」の適切な役割分担を明示する。

[参考]○東日本大震災の教訓を踏まえた法・計画等の見直し状況

| 災害対策基本法 | 防災基本計画 | 原子力災害対策指針 | 北海道地域防災計画 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|---|--|
| H24.6 第1弾改正 (大規模災害に対する即応力の強化等) | H23.12 修正 H24.9 修正 | H24.10 制定 H25.2 改正 H25.6 改正 H25.9 改正 | H24.6 修正(地震・津波対策の強化等) H25.1 修正(新たな津波浸水予測図の反映等) H25.5 修正:災対法第1弾改正に伴う修正 (情報収集・伝達・共有、防災教育の強化等) |
| H25.6 第2弾改正 (住民等の円滑・安全な避難確保等) | H26.1 修正 H26.11 修正 | | H26.3 修正:災対法第2弾改正に伴う修正 (指定緊急避難場所、要配慮者対策の強化等) H27.6 修正 (放置車両対策、住民等への災害情報の伝達手段の多重化・多様化) ※土砂災害防止法の一部改正を踏まえた修正 (土砂災害に係る警戒避難体制の強化) |

3 計画の全体構成について

○改訂前の計画は、9つの章で構成。

○改訂後の計画は、災害発生時の基本となる「災害情報通信計画」を追加し、災害復旧計画を「災害復旧復興・被災者援護計画」に、地震災害対策計画を「地震・津波災害対策計画」として整理するとともに、記載内容を充実させ、「資料編」と合わせて10章に再構成。水防計画も併せて修正。

◆地域防災計画

<現行>

- 第1章 総則
- 第2章 神恵内村の概要
- 第3章 防災組織
- 第4章 災害予防計画
- 第5章 災害応急対策計画
- 第6章 地震災害対策計画
- 第7章 事故対策災害対策計画
- 第8章 災害復旧計画
- 資料編

改訂

<改定後>

- 第1章 総則
- 第2章 神恵内村の環境と災害
- 第3章 防災組織
- 第4章 災害情報通信計画
- 第5章 災害予防計画
- 第6章 災害応急対策計画
- 第7章 地震・津波災害対策計画
- 第8章 事故災害対策計画
- 第9章 災害復旧復興・被災者援護計画
- 資料編

◆水防計画

<現行>

- 第1章 総則
- 第2章 水防組織
- 第3章 水防危険区域及び水防施設等
- 第4章 通信連絡体制
- 第5章 水防活動
- 第6章 公用負担等
- 第7章 水防報告
- 第8章 水防訓練

改訂

<改定後>

- 第1章 総則
- 第2章 水防組織
- 第3章 水防消危険区域と水防施設等
- 第4章 通信連絡体制
- 第5章 水防活動
- 第6章 協力及び応援
- 第7章 水防標識及び身分証票
- 第8章 費用負担と公用負担
- 第9章 水防報告
- 第10章 水防訓練
- 第11章 水防協力団体
- 第12章 円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

4 計画の内容（本編及び水防計画）

東日本大震災の教訓、雪害、水害、土砂災害、地震・津波災害等を踏まえた総合的な防災対策

神恵内村地域防災計画

■神恵内村防災会議での調整・審議等

基本法第42条

第1章 総則

第2章 神恵内村の環境と災害

第3章 防災組織

第4章 災害情報通信計画

第5章 災害予防計画

第6章 災害応急対策計画

第7章 地震・津波対策計画

第8章 事故災害対策計画

第9章 災害復旧復興・被災者援護計画

水防計画

原子力防災計画編

資料編

第1節 計画の目的
第2節 計画の位置付け
第3節 計画の構成
第4節 計画の修正
第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第6節 東日本大震災の教訓
第7節 村民、自主防災組織及び事業所の責務

第1節 気象等特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達計画
第2節 気象等特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の種類及び発表基準
第3節 災害通信計画
第4節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画

第1節 災害に強いまちづくりの推進
第2節 災害に強い人づくりの推進
第3節 村民の防災力向上
第4節 防災体制の強化
第5節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進計画
第6節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画
第7節 避難体制・避難所整備計画
第8節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画
第9節 防災訓練計画
第10節 水害予防計画
第11節 雪害予防計画
第12節 融雪災害予防計画
第13節 高波、高潮・津波等災害予防計画
第14節 地滑り、がけ崩れ等土砂災害予防計画
第15節 消防計画
第16節 業務継続計画の策定

第1節 応急措置実施計画
第2節 災害対策本部の設置（動員計画）
第3節 災害広報・情報提供計画
第4節 避難救助救出計画
第5節 応急医療・救護対策計画
第6節 災害警備計画
第7節 交通応急対策計画
第8節 輸送計画（交通輸送、物資供給等）
第9節 自衛隊派遣要請計画
第10節 広域応援・受援計画
第11節 ヘリコプター等活用計画
第12節 障害物除去計画
第13節 生活救援対策計画（応急給水・食料供給・生活必需品等）
第14節 石油類燃料供給計画
第15節 水道施設等ライフライン対策計画
第16節 道路・河川施設等応急土木対策計画
第17節 行方不明者の捜索および遺体の収容・安置、埋葬計画
第18節 防疫計画
第19節 被災宅地安全対策計画
第20節 住宅対策計画
第21節 文教対策計画
第22節 家庭動物等対策計画
第23節 廃棄物等処理計画
第24節 防災ボランティアとの連携計画
第25節 労務供給計画
第26節 災害救助法の適用と実施

第1節 神恵内村における地震・津波の概要
第2節 災害予防計画
第3節 災害応急対策計画

神 恵 内 村 水 防 計 画

■ 神恵内村防災会議での調整・審議

水防法第33条第1項

第 1 章 総 則

- 第 1 節 目的
- 第 2 節 計画の位置付けと用語の定義
- 第 3 節 水防の責務

第 2 章 水防組織

- 第 1 節 水防組織
- 第 2 節 隣接市町村水防管理団体及び消防機関並びに警察官との協力・応援等

第 3 章 水防消危険区域と水防施設等

- 第 1 節 水防区域の指定
- 第 2 節 水防施設

第 4 章 通信連絡体制

- 第 1 節 雨量水位観測
- 第 2 節 気象通信連絡
- 第 3 節 水防通信連絡

第 5 章 水防活動

- 第 1 節 水防管理団体等の非常配備
- 第 2 節 監視及び警戒
- 第 3 節 警戒区域
- 第 4 節 水防作業及び工法
- 第 5 節 避難及び立退き
- 第 6 節 非常時の輸送
- 第 7 節 決壊・越水通報
- 第 8 節 水防信号
- 第 9 節 水防解除

第 6 章 協力及び応援

第 7 章 水防標識及び身分証票

- 第 1 節 水防標識
- 第 2 節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票

第 8 章 費用負担と公用負担

第 9 章 水防報告

第 10 章 水防訓練

第 11 章 水防協力団体

第 12 章 円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

5 主な修正内容（本編及び水防計画）

（1）『自助』、『共助』の取り組みの明記

- ・自助、共助の観点に基づく村民及び地域の役割
- ・災害時の被害を最小化する『減災』の考え方の導入

（2）各種災害時の避難場所及び屋内安全確保の明記

◆緊急避難場所の指定

津波災害、土砂災害などの災害種別ごとに、災害時における緊急の避難場所と一定期間滞在して避難生活をする避難所に分けて、**指定緊急避難場所**、**指定避難所**として地域防災計画に位置付け

◆屋内安全確保の明記

避難のための立退き先である避難場所に加えて、立ち退き避難によって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるときは、屋内における避難のための安全確保する旨を記載

（3）津波・豪雨・暴風雪等、各種災害に対する防災体制の見直し

◆津波災害に対する防災対策

東日本大震災を踏まえて、気象庁見直し後の大津波警報等の津波情報の掲載、津波に対する村民の心構えや心得、地震・津波に強いまちづくりについて

◆土砂災害に対する防災対策

- ・近年の全国的な大雨による土砂災害発生が増加を踏まえ、気象警報等のほか、今後の土砂災害警戒区域等の指定に向けた北海道土砂災害警戒情報システムについて記載
- ・河道閉塞等による湛水を発生原因とする土砂災害について、北海道による緊急調査、調査結果に基づく土砂災害緊急情報について記載

◆暴風雪災害に対する防災対策

近年の道内で多発する暴風雪災害を踏まえ、暴風雪に関する気象警報等を踏まえ本村及び防災関係機関、村民等の迅速かつ適切な対応に向けた対策を記載

◆要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）対策

村内居住の要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（**「避難行動要支援者」**）の**名簿の作成・管理**

（4）村民が自ら行動する『災害に強いまちづくり・人づくり』の推進

◆地域コミュニティにおける防災力の向上

- ・防災・減災活動を通じた地域の活性化と豊かな人間関係づくりを推進
- ・災害時に必要な災害情報や被害状況等の収集・共有・伝達について体制を整備し、訓練等により連携を強化

◆村民等の防災意識の向上、防災知識の普及に向けた取り組み支援

- ・災害危険箇所の理解や防災知識普及のための防災ガイドブック等の作成・配布
- ・防災訓練や自主防災組織の活動支援
- ・生活や地域社会の中に防災・減災の視点を取り入れた防災・減災知識の普及啓発